

**広島高速 4 号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）に係る
計画段階環境配慮書について（答申）**

当審査会は、令和 7 年 1 月 9 日に市長から広島高速 4 号線延伸事業（都市計画道路広島西風新都線）に係る計画段階環境配慮書について諮問を受け、これまで 2 回の審査を行った。

本事業は、西区「中広」から安佐南区「沼田」までの区間を供用している広島高速 4 号線について、広域幹線道路ネットワークの充実・強化を図るため、山陽自動車道と接続させるための延伸区間に指定都市高速道路を新設しようとするものである。

本事業に係る事業実施想定区域の位置等に関する複数案の検討において、事業特性及び地域特性を踏まえた環境配慮が適切に行われるよう、以下のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

1 騒音について

本事業計画の更なる検討に当たっては、事業実施想定区域内に新たに造成された住宅地への影響も適切に配慮して行うとともに、検討の経緯及び内容について、環境影響評価方法書に適切に記載すること。

また、具体的なルートの設定に当たっては、事業実施に伴う環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響が回避又は十分に低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

2 動物及び植物について

(1) 環境影響評価方法書以降の手続で作成する図書について、現地調査の可否を適切に判断できるよう、文献調査による動物及び植物の確認種リスト等の記載と併せて、当該動物及び植物の確認場所等の位置情報の解像度も記載すること。

(2) 事業実施想定区域を流下する大塚川及びその支川については、その下流部の安川及び古川での確認状況を踏まえると、国の特別天然記念物であるオオサンショウウオの生息の可能性が考えられる。このため、環境影響評価方法書以降の手続において、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に行うことにより、オオサンショウウオの生息環境への配慮を行うこと。

3 人と自然との触れ合いの活動の場について

環境影響評価方法書以降の手続において、対象事業実施区域に河川が含まれる場合は、市民が川辺で水に親しめる環境に配慮するといった観点も含め、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に行うこと。